

みどり青申

第82号



一般社団法人
みどり青色申告会

会長 平野 稔

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

電話 045-989-5011

FAX 045-989-5022

e-mail: midori-aoiro@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん

確定申告期の完全予約制度の導入にあたって

一部有料制

- 複数回のご相談(訂正申告を含む)
- 3月8日(月)以降の相談

相談期間

- ブルーリターンA相談は3月1日(月)まで

などを新たに実施致します。

詳細は、同送の「確定申告期の**完全予約制度**について」を必ずご一読ください。

完全予約制

年末調整相談会開催

※この相談会の期間中は記帳・決算の相談は出来かねます。

相談期間: 令和2年 12月16日(水) ~ 令和3年 1月12日(火)まで

相談時間: 9時、9時半、10時、10時半、11時、11時半、13時、13時半、14時、14時半、15時、15時半
1 枠 **25** 分間 但し事業主が雇用している従業員が2名以上の場合は最大2 枠(50分)

予約方法: 12月15日(火)までに事務局宛に電話ください。(年末調整相談会の予約とお伝えください。)

改正に伴う A B C 記載例は次ページへ

専従者や従業員に対して給与・賞与の支払いをする事業主の方は年末調整を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなくてはなりません。事務局へご相談の際には下記①~⑩の書類等をご記入のうえ、お持ちください。

①・⑦・⑧・⑨は、当会HPよりダウンロードも出来ます。

① 令和2年分所得税源泉徴収簿

(※各人別の給与等支払額・お名前・住所・生年月日をご記入のうえ、ご持参ください。)

② 源泉所得税及び復興特別所得税の納付書



必要な方へは事務局にて配布(送付されていません)

B



税務署から送付

源泉所得税及び復興特別所得税が **0** 円でも納付書の提出が必要です!

⑤ 認印

⑥ 事業主の本人確認書類(免許証+通知カードなどのコピー)

⑦ 令和2年分・令和3年分扶養控除等(異動)申告書

⑧ **基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書**

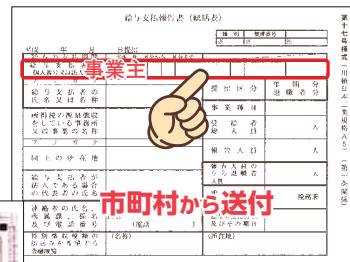
⑨ 保険料控除申告書

⑩ ⑨の各種控除証明書(生命保険料、地震保険料等)

事務局にて配布

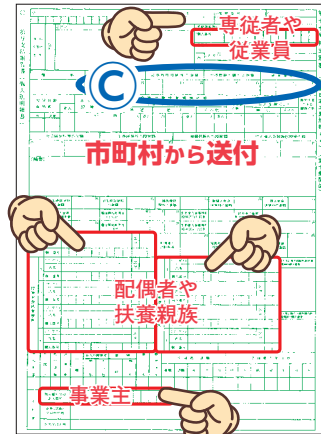
専従者、従業員が控除を受けるためには、右記を提出していただく必要があります。

③ 給与支払報告書(総括表)



市町村から送付

④ 給与支払報告書(個人別明細書)



専従者や従業員

市町村から送付

配偶者や扶養親族

事業主

本年分もマイナンバーの記載とコピーの提出(事業主のみ)が必要です。

前ページABCの記載例：月8万円、年間96万円の給与

①令和2年分基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除申告書 **新設**

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

事業主 **緑** 専従者や従業員の氏名・住所

高橋税務書長 給与の支払者の名称(フリガナ) **青色商店** (フリガナ) あなたの氏名 **ヤマカワ タロウ**
 給与の支払者の法人番号 **横濱市青葉区0000** (フリガナ) あなたの住所 **山 川 太 郎**
 給与の支払者の所在地(住所) **横濱市青葉区0000** (フリガナ) あなたの住所 **横濱市緑区0000**

～記載に当たってのご注意～

◆ **給与所得者の基礎控除申告書** ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

明細の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	960,000	410,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(1)+(2)の合計額		410,000

○ 控除額の計算

区分	控除額
基礎控除の額	★480,000

◆ **所得金額調整控除申告書** ◆

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

明細の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)+(2)の合計額		

○ 控除額の計算

区分	控除額
配偶者控除	380,000
配偶者特別控除	40,000
控除額の合計	420,000

「基礎控除」、「配偶者控除・配偶者特別控除」、「所得金額調整控除」の適用を受けるには、それぞれ、該当箇所を記入し、従業員の方から提出を受ける必要があります。

②源泉徴収簿 **改正前：△650,000**

給与	960,000
給与所得控除	△550,000
所得金額	410,000
基礎控除	480,000
源泉徴収額	△650,000

③給与支払報告書

給与	960,000
給与所得控除	△550,000
所得金額	410,000
基礎控除	480,000
源泉徴収額	△650,000

※年間の給与額が確定している方は、年内に予約のうえ、ご来所ください。

Aflac アフラック

＜一般社団法人みどり青色申告会担当＞
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース

0120-788-766

〒226-0011 横濱市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F
 TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
 URL https://mypace.co.jp/ E-mail sales@mypace.co.jp

(一社)みどり青色申告会の **新たな手続きは不要!**

葬儀支援サービス

制度運営 株式会社全国儀式サービス **正会員の特典**

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目やサービスを「基本セット」(首都圏平均50万円)として**24万円(税別)**でご利用いただけます。 ※2018年7月からご利用料金が変わりました。

24時間365日、お電話1本で全国のご葬儀を手配

事前のご相談も承ります。 **ヨニイージュクミ**

0120-421-493

この制度は、事前にお電話いただかないとご利用できません。

**完全予約制
(最大50分)**

決算書作成準備相談会

確定申告期間の予約はお一人様1回となりますので、**事前に相談下さい。**

開催中!

お急ぎ
ください!!

**最終
期限**

令和2年
11月30日(月)まで

※土日祝祭日を除く

**受付
時間**

**午前9時、10時、11時
午後1時、2時、3時**

※お申込みは事務局まで

※ 詳細は、会報9月号(第81号)に同封の別紙「決算書作成準備相談会のご案内」を参照、または、事務局にお問い合わせください。

医療費控除を受けられる方は、明細書の添付が必要です。(領収書の提出不可)

〈医療費控除の明細書〉

令和2年分から、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要があります。※領収書を提出することは出来ません。医療費の領収書は、確定申告期限等から**5年間**保存する必要があります。

尚、市区町村や組合が発行する一部の医療費通知(医療費のお知らせなど)を提出することで、明細書の作成を簡略化することもできます。



〈医療費通知書(例)〉

医療費のお知らせ							
被保険者の氏名 ○○ ○○							
受診年月	受診者氏名	受診した保険医療機関等名称	受診区分	医療機関等別の日数(単位)	医療機関等で診療等に要した費用総額	治療等から保険医療機関等に支払った額	あなたが保険医療機関等に支払った額
○○.○	○○ ○○	*×病院 外科	1		30,000	21,000	9,000
○○.○	○○ ○○	△△薬局 調剤	1		10,000	7,000	3,000
○○.○	○○ ○○	□□病院 入院	5		200,000	140,000	60,000

売上1,000万円前後の方は要注意!!

消費税の確定申告が必要かどうか もう一度、ご自分の決算書をご確認ください!

◎令和2年分の申告・納税が必要な方

(1~3)のいずれかに該当する場合)

※令和2年分の売上高を問わず、申告・納税の義務があります。

- 1 平成30年分の課税売上高が1,000万円を超えた場合。
- 2 ①に該当しない場合で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているとき。
- 3 その他(相続による事業承継をした方など)

◎令和2年分の申告・納付期限

令和2年分の消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率(8%)が適用されたものと新税率(10%と軽減8%)が適用されたものとに税率ごとに区分して記載(区分経理)した帳簿等に基づき作成する必要があります。

※令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

申告納付期限：令和3年3月31日(水)まで

◎消費税の申告の計算方法

一般課税と簡易課税の2通りの方法があります。

◎簡易課税を適用する場合

適用を受ける前年の12月末日までに、税務署に『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出してください。

※簡易課税を一度選択すると、適用から2年間取りやめることができません。

※簡易課税を選択した場合においても、前々年分の課税売上高が5,000万円を超えた場合は適用できません。

但し、軽減税率制度における届出の特例の適用がある場合は、令和2年分は令和2年12月末日までに提出してください。

詳しくは事務局にお問い合わせください。

個人事業者を全力でサポートします!

お知り合いの方
いらっしゃいませんか?

●● ご近所、お知り合いの個人事業主様で記帳・決算でお悩みの方が
おられましたら是非当会をご紹介ください!
※ご紹介いただいた方には、粗品をプレゼントいたします。

当会のサービス内容

記帳・決算支援

- 個別記帳指導
 - 決算、確定申告サポート
 - e-Tax (電子申告) の手続き等のサポート
 - 税務署への書類提出の代行
 - 年末調整 (源泉所得税) サポート
 - プルーリターン A (青色申告会のパソコン会計ソフト) の販売と操作指導
- ※27,000円 (税別) 保守契約料3年分含む 令和2年現在

研修会・説明会

- 税務研修会 (税制改正など)
- 青色学校 (簿記教室) を年1回開校

情報配信

- 会報誌 (年6回) やメールで税制改正などを配信しています。

福利厚生

- 税理士による税務相談会 (個別) の実施
- 専門家 (弁護士・不動産業・ホームページコンサルタント等) による個別相談
- 小規模企業共済制度や各種共済のご案内
- 労働保険の加入案内
- 成人病検診の実施
- 冠婚葬祭支援サービス
- 家づくり・リフォーム支援サービス など

親睦交流

- バス研修旅行
- 異業種交流会 など



税制改正運動

国税や地方税制について、個人事業者の立場から改善を要望しています。



お知り合いの方でまだ白色申告の方はいませんか? 同じ記帳するなら特典のある青色申告にして、節税しましょう!

青色申告の主な特典

青色申告
特別控除

最高
65
万円

事業所得者や、一定規模以上の不動産所得者が、取引を正規の簿記の原則により記帳し、期限内に損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付して提出したとき。
※要:e-Taxまたは電子帳簿保存申請など(令和2年分より)

最高
10
万円

簡易簿記で記帳したときや、小規模な不動産所得者など。

青色事業専従者給与

事業主と生計を一にする親族が事業に専従している場合、支払う給与が全額必要経費になります (事前届出が必要)。

純損失の繰越控除
・繰戻還付

繰越
控除

所得が赤字 (純損失) になった場合、赤字金額を次の年から3年間、各年分の黒字金額から控除できます。

繰戻
還付

赤字金額を繰り戻して前年分の所得税額の還付を受けられます。



あなたもみどり青色申告会の活動に参加してみませんか? 当会は会員のみなさんによる活動に支えられています。

ブロック

緑区・青葉区・都筑区3つのブロックに分け、ブロックごとに交流や、区民まつりへの出店、講演会など企画実行しております。

委員会

- ・組織拡大……会員増強のためのPR方法の検討
- ・事業厚生……会員親睦旅行、研修等の企画
- ・税制……税に関する研修会等の企画
- ・広報……会報誌「みどり青申」の発行

部会

- ・青年部……情報交換のできる異業種交流会の開催、租税教室の実施
- ・女性部……事業主や専従者・従業員のうち女性が集まり、講習会や交流会の企画運営

新築・建て替えご検討中の会員様必見!

TVCM
放映中!

地震あん保証

強さに自信があるから実現!
自己負担なしで、万一の地震による
建て替えを保証!

保証には条件がございます。詳しくは下記展示場までお問合せください。

パナソニックホームズ 港北展示場 ☎0120-8746-35

不動産に関する無料個別相談会も開催中!

わたしが目印! 詳細は **本誌最終ページ** をご覧ください

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか?

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな...

共同経営者も
加入できます!



1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば...



2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。



3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

社会保険料控除	①					
小規模企業共済掛金控除	②	3	6	0	0	0
生命保険料控除	③					

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)
★60歳以上の経営者の方も加入できます。

税を考える週間

11月11日~17日

国税庁では、毎年11月11日~17日を「税を考える週間」として、様々な広報・広聴活動を行っています。
今年の「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマといたしまして、国民各層・納税者の皆様に日常生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

詳しくは、QRコードを読み取りください。
または「税を考える週間」を検索ください。

(国税庁 HP)

こんな時には

転居 **廃業** **退会**

その他…正会員が火災や水害により被害を被った場合、又正会員とその配偶者、専従者が亡くなった場合は、規程に従い、共済金を給付します。(一部会員を除く)

事務局までご連絡ください! **TEL. 045-989-5011**

横浜市からのお知らせ

償却資産申告書の提出をお願いします!

提出期限は令和3年2月1日(月)です!

固定資産税(償却資産)の申告書提出・課税に関するお問合せ先

横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)
〒231-8343 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階
Tel.045(671)4384 Fax.045(663)9347
受付時間:午前8時45分~午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
※区役所ではお取り扱いしておりませんのでご注意ください。

横浜市償却資産センターは、**令和2年12月21日(月)に移転予定です。** 移転先:横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
詳細は市ホームページをご確認ください。

横浜市 償却資産センター

新型コロナウイルス感染症に関する軽減措置
新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小企業者等が所有する事業用家屋及び償却資産については、令和3年度分に限り、**固定資産税の軽減措置**があります。軽減を受けるためには、**令和3年2月1日(月)までに申告が必要**です。詳細は市ホームページをご確認ください。

横浜市 新型コロナ 固定資産税

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください!
eLTAX <https://www.eltax.lta.go.jp> エルタックス

建設業の皆様、ご存知ですか?

当会では、一人親方の**労災保険**を取り扱っております。

労働保険とは…
労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

労災保険とは…
労働者が業務・通勤上の災害を受けた場合に労働者や遺族に必要な保険給付を行います。

雇用保険とは…
従業員採用、失業の予防等に対し、各種助成金等が支給されます。(要件あり)また、従業員が失業した場合、失業給付金等が支払われます。

ご加入、お問い合わせは事務局まで ← 個人事業主でも労災保険(※特別加入)に加入することができます。

会員のお店紹介

随時募集しておりますので事務局までご連絡下さい(初回無料)

MISTER MINIT

EP ハンコ、靴磨き、すぐ出来ます!

ミスターミニットマルイファミリー溝口
最寄駅:武蔵溝ノ口(JR南武線)/溝の口(田園都市線)
住所:川崎市高津区溝口1-4-1 マルイファミリー溝口 B1F
TEL:044-814-1270
営業時間:10:30-20:00(休憩時間:13:00-14:00 / 17:00-17:30)
定休日:不定休

スズキインテリアオフィス

住宅・マンション・事務所・店舗のデザイン設計及びリフォーム工事

リノベーション・リフォーム

〒226-0004
横浜市緑区鶴居町2549-1
TEL 090-9824-0237 FAX 045-931-9380
Mail: suzuki_hiroyuki2549_1@yahoo.co.jp

代表 **鈴木 啓之**

専門家による無料個別相談会のご案内

※お申し込み、お問い合わせは
事務局 (TEL:989-5011) まで。

税理士による税務相談会

完全予約制

会場 青色申告会事務所

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。
※ご予約は日程の1ヶ月前より承ります。

相談日

12月10日(木) 9:30~、10:30~、11:30~
12月21日(月) 13:00~、14:00~、15:00~
1月5日(火) 9:30~、10:30~、11:30~
1月13日(水) 13:00~、14:00~、15:00~
※ご希望の時間をお選びください。(各50分程度)

不動産に関する相談

会場 青色申告会事務所



青色家づくりサポート(パナソニックホームズ)

不動産管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどのご相談

自宅、事業所、賃貸物件すべてOK!

予約制 11月17日(火)、12月15日(火) 13:00~、14:00~ 相談時間:60分

空室、建物改善、滞納等の賃貸経営における問題から、相続、土地活用などのご相談

随時お申込制 相談時間:50分

協力:株式会社 市萬

弁護士相談

随時お申込制 相談時間:30分

当会顧問弁護士であり青年部員でもある波戸岡光太弁護士をご紹介します。
ご相談は取引・代金トラブル、離婚、相続、交通事故、不動産関係など、幅広く承ります。(初回無料)
※相談は事務局へお申し込みいただけます。その後、日時や場所の詳細を相談員と直接調整していただけます。
※相続税など税金のご相談は、上記、税務相談会をご利用ください。



NEW! ホームページ・SNS活用、改善電話相談

随時お申込制 相談時間:30分

ホームページコンサルタント永友一朗氏をご紹介します。ホームページの立ち上げやリニューアル、SNSの選定や表現、様々承ります。(初回無料)
※お申し込みは事務局まで。(その後、相談員よりご連絡致します。)

ご報告

◎令和2年度 第3回理事会(現地+WEB)

日時:令和2年9月4日(金)午後5時30分~
場所:新横浜グレイスホテル シャーロット
出席:現地 理事21(7)名、監事(1)名
※()内はWEB(ZOOMによる出席)

議題:

報告事項

- 1.職務の執行状況報告
- 2.ブロック・委員会・部会・支部からの報告

協議事項(継続)

- 1.事務局のスムーズ化および今後を見据えた対応について
(三密回避を考慮した指導体制の見直し、完全予約制度導入)

審議事項

- 1.会長選考特別委員会について(委員の承認、委員長の一任)

その他



今後の予定

11月5日(木)・6日(金)・9日(月)
健康診断(青葉公会堂)

14日(土) 土曜日相談会

27日(金)・30日(月)

健康診断(ハウスクエア横浜)

12月4日(金) 職員研修のため、事務所閉所

12日(土) 土曜日相談会

28日(月)~翌年1月3日(日)

年末年始のため、事務所閉所

令和3年

1月9日(土) 土曜日相談会

1月14日(木) 職員研修のため、午後事務所閉所

編・集・後・記

今年度から広報委員会に新たに加わり、オンライン会議でのやりとりにも慣れてきたところです。

今82号では、コロナ禍により、例年行われている年末調整相談会の運営を変更、完全予約制で実施する特集をしましたが、判りやすい内容でしたか?

会員の皆様、コロナによる影響大だと思います。GO TO イベント等、政府の経済対策が早く軌道に乗って欲しい!!

広報委員 大塚 重信